令和5年度第1回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和5年4月26日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和5年4月26日　午後2時31分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （15名）			2	出口　幸博	3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一	7	中村　耕二	8	山本　実雄
			10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	坂瀬　達生		
			18	林　　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （4名）	1	南　　忠明	9	小林　善孝	16	本村　　元	17	寺坂　誠一
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	2	出口　幸博	4	平田　光昭				
事　務　局	事務事務局:吉田局長　事務局:**藤原次長**　係長:山口　徳広　事務局:**浜上職員** 事務局:井川　勝博							
	分室　　富　江:設楽係長　　三井楽:阿野係長　　奈留:岩下事務局 岐　宿:川嶌主事　　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 1 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について	可　　決
	議案第 2 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 7 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後 1 時 30 分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第1回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、
まず初めに、4月1日付けの人事異動により、新たに農業委員会に異動してきた職員を紹介させていただきます。
―職員あいさつ―

続きまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。
本日は、1番南委員、9番小林委員、16番本村委員、17番寺坂委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中15名となります。
よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願い致します。

○議長（会長）
皆さんこんにちは。
出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第1回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）
議案の審議に入る前に、欠員となっておりました農業委員1名を補充するための推薦及び公募による募集を経て、坂瀬達生（さかせたつお）さんが、去る3月24日に議会の同意を得て、市長から農業委員として任命されましたことをご報告します。坂瀬さんは、農地利用最適化推進委員でございましたので、3月31日で推進委員を辞任し、4月1日に農業委員の任命を受けた形となります。
任期は、令和5年4月1日から令和5年7月31日までとなっております。
それでは、坂瀬委員さん一言ご挨拶をお願いします。

□委員
―挨拶―

○議長（会長）
ありがとうございました。

○議長（会長）
次に、今年度の総会議事録署名委員の指名を行いますが、議長に一任いただけますか。
―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）
農業委員の改選時期が8月ですので、議事録署名人の任期を1年とし、今年7月までは、昨

年度に引き続き、4番委員、2番委員の2名を指名いたします。
なお、この2名が総会に欠席した場合に署名押印できなくなることから、次席の議事録署名委員を決めておく必要があります。
次席の1番目の議事録署名委員に5番委員、2番目の議事録署名委員に12番委員の順番で指名いたします。

○議長（会長）
それでは、議案の審議に入ります。
はじめに、議案第1号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消に関する参照条文を説明します。1ページをご覧ください。
五島市農業委員会総会会議規則第 16 条　総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。2ページをご覧ください。
議案第 1 号をご説明いたします。
本案は、令和 5 年 3 月 27 日の総会において、農地利用状況調査に係る非農地の判断を得た案件でありますが、非農地通知を発出したところ、申出人より耕作している旨の連絡がありました。確認をしたところ、別の土地と勘違いをして非農地判断の申出をしていることがわかりました。そのため山内地区協議会で確認して頂いたところ、当該農地は一部耕作されている箇所が見受けられたことから、非農地判断の取消について総会の承認を得るものであります。
所在、所有者は議案記載のとおりとなっております。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
―質疑応答―
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第1号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第２号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第２号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。３ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。４ページから６ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 3 筆、畑 15 筆で、面積は 24,767.36 ㎡となっております。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第２号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

7ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

9ページをご覧ください。

議案第3号

1番　権利：所有権移転　有償

所在：野々切町　畑 1 筆　　156 ㎡　一部農業用施設が含まれております。

譲渡理由：会社勤めで農業ができないため規模を縮小する。

譲受理由：当該地を譲り受け、経営規模を拡大する。

4月 18日に本山・大浜地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

7 ページに戻って頂いて、第 3 条の 2 項 5 号は 4 月 1 日から削除されておりますので、この面積利用要件は無くなっております。

○議長（会長）

それでは、議案第3号の 1 番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

では、採決いたします。議案第3号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第3号の1番は許可されました。

○議長（会長）

つづきまして、議案第3号の2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番　権利：使用貸借　有償

所在：岐宿町　田2筆　3,431 ㎡

畑1筆　495 ㎡

合計　3,926 ㎡

譲渡理由：高齢のため、子に農業経営を移譲する。

譲受理由：親より農地を借り受け、新規営農を開始する。

4月 18日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。議案第3号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第3号の2番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第4号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に農地法第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。10 から 11 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、12 ページの議案第 4 号の 1 番をご説明いたします。

申請地は、昭和 34 年から当該地を住宅及び倉庫用地として転用し、現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等からおおむね 500m以内にある農地で第 2 種農地であります。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も住宅及び倉庫用地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水、生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第4号の1番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第4号の1番について、当協議会は去る4月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第４条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決を行います。

議案第４号の１番に対する地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号１番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

それでは、議案第５号の１番から３番について事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。13 から 14 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文については、農地法第 4 条参照条文で説明したとおりでございます。

それでは、15 ページの議案第 5 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第１種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま使用し、境界周囲は擁壁を設置することにより、土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

続きまして、16 ページの議案第 5 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。

申請地は、現状のまま利用し、近隣は住宅地となっており、営農等に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し水路に排水する計画となっております。

最後に、17 ページの議案第 5 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等からおおむね 500m以内にある農地で第 2 種農地であります。申請地は、現状のまま利用し土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。敷地を砕石敷きとする露天の駐車場用地として利用しますので近隣農地の営農等への影響はないと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画となっております。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第５号の１番から３番に対する各地区協議会会長の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

はじめに、議案第５号の１番から２番に対する福江地区協議会会長代理の報告を求めます

□福江地区協議会会長代理

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第５号の１番及び２番について、当協議会は去る４月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第５号の１番及び２番の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、つづきまして、議案第５号の３番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第５号の３番について、当協議会は去る４月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第５号の１番から３番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号１番から３番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

18，19 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。20 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　畑 5 筆　7,408 ㎡
1 番 2　　申請地　畑 1 筆　1,874 ㎡
以上、1 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番 1　　申請地　畑 1 筆　　2,545 ㎡
2 番 2　　申請地　畑 3 筆　　1,426 ㎡
以上、2 番各号につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　畑 1 筆　1,543 ㎡
3 番 2　　申請地　畑 2 筆　1,909 ㎡
3 番 3　　申請地　畑 1 筆　3,137 ㎡
以上、3 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番　　申請地　畑 3 筆　11,360 ㎡
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

5 番 1　　申請地　畑 7 筆　10,877 ㎡
5 番 2　　申請地　畑 3 筆　6,808 ㎡
5 番 3　　申請地　畑 3 筆　6,806 ㎡
5 番 4　　申請地　畑 1 筆　2,092 ㎡
5 番 5　　申請地　畑 1 筆　3,469 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
5 番 6　　申請地　畑 1 筆　2,325 ㎡
以上、5 番各号につきましては、5 番 5 が新規、ほかは更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

6 番 1　　申請地　田 3 筆、畑 2 筆　8,187 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
6 番 2　　申請地　田 1 筆　　372 ㎡
6 番 3　　申請地　田 1 筆　1,029 ㎡
6 番 4　　申請地　畑 1 筆　1,835 ㎡
6 番 5　　申請地　畑 1 筆　1,171 ㎡
以上、6 番各号につきましては、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

7 番 1　　申請地　田 1 筆　　777 ㎡
7 番 2　　申請地　田 1 筆　　660 ㎡
以上、7 番各号につきましては、新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

8 番　　申請地　畑 4 筆　9,750 ㎡
新規で、契約内容は、解除条件付の賃貸借権となっております。

9 番 1　　申請地　田 1 筆　1,942 ㎡
9 番 2　　申請地　田 1 筆　2,488 ㎡
以上、9 番各号につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

10 番 1　　申請地　田 2 筆　2,971 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
10 番 2　　申請地　田 3 筆　4,157 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
10 番 3　　申請地　田 2 筆　1,948 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
10 番 4　　申請地　畑 1 筆　2,641 ㎡
10 番 5　　申請地　田 2 筆　2,541 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
以上、10 番各号につきましては、10 番 4 が新規、ほかは更新で、契約内容は 10 番 4 が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

14 番　　申請地　畑 4 筆　7,760 ㎡
契約内容は売買となっております

以上、申請番号 1 番 1～14 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。

議案第６号、貸借(たいしゃく)権設定の１番１から１３番、および所有権移転の１４番は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号の１番１外３２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第７号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 6 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1　申請地　畑 3 筆　3,533 ㎡
1 番 2　申請地　畑 1 筆　2,330 ㎡
1 番 3　申請地　畑 3 筆　4,727 ㎡
1 番 4　申請地　田 1 筆　2,218 ㎡
1 番 5　申請地　田 7 筆　9,390 ㎡
1 番 6　申請地　田 2 筆　322 ㎡
1 番 7　申請地　畑 1 筆　1,222 ㎡
1 番 8　申請地　田 1 筆　3,588 ㎡
1 番 9　申請地　畑 1 筆　1,190 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

1 番 10　申請地　田 2 筆　3,486 ㎡
1 番 11　申請地　田 1 筆　359 ㎡
1 番 12　申請地　畑 1 筆　2,754 ㎡
1 番 13　申請地　畑 2 筆　6,111 ㎡
1 番 14　申請地　畑 11 筆　33,508 ㎡
1 番 15　申請地　畑 1 筆　911 ㎡
1 番 16　申請地　畑 1 筆　1,353 ㎡
1 番 17　申請地　畑 1 筆　969 ㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

1 番 18　申請地　畑 1 筆　1,944 ㎡
1 番 19　申請地　田 2 筆　3,929 ㎡

1 番各号の契約内容は、使用貸借権が、1 番 6、1 番 11、1 番 15、1 番 19 で、ほかは賃貸借権となっております。

以上、1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第7号、利用権設定の１番１から１番１９は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号の利用権設定の１番１外１８件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第８号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。36 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 7 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

以上です。

○議長（会長）

議案第８号の１につきましては、私が農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当いたしますので、議長を出口職務代理者と代わります。

それでは退席いたします。よろしくお願いします。

（会長が退席）

○議長（職務代理者）

（職務代理者議長席へ）
それでは、議案第８号の１の審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは議案についてご説明いたします。37 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　　田 2 筆　3,929 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

以上、1 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長（職務代理者）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―「なし」という者あり―

○議長（職務代理者）
挙手がないようですので、採決いたします。

議案８号、貸借(たいしゃく)権設定の１番は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（職務代理者）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８号の１番については、原案のとおり可決されました。

会長の除斥(じょせき)を解き、出席を求めます。

ここで議長を交代します。
－会長出席－

○議長（会長）
続きまして、議案８号の２番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして、2 番以降をご説明いたします。
2 番　　申請地　　畑 3 筆　　3,533 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

3 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　2,444 ㎡
3 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,754 ㎡
以上、3 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております
4 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,330 ㎡
　契約内容は、賃貸借権となっております
5 番　　申請地　　畑 3 筆　　4,727 ㎡
　契約内容は、賃貸借権となっております
6 番　　申請地　　田 1 筆　　2,218 ㎡
　契約内容は、賃貸借権となっております

7 番 1　　申請地　　田 7 筆　　9,390 ㎡
7 番 2　　申請地　　田 2 筆　　322 ㎡
以上、7 番各号の契約内容は、7 番 1 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております

8 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,222 ㎡
　契約内容は、賃貸借権となっております

9 番　　申請地　　田 1 筆　　3,588 ㎡
　契約内容は、解除条件付の賃貸借権となっております

10 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　1,190 ㎡
10 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　1,353 ㎡
10 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　969 ㎡
10 番 4　　申請地　　畑 1 筆　　1,944 ㎡
以上、10 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております

11 番 1　　申請地　　田 2 筆　　3,486 ㎡
11 番 2　　申請地　　田 1 筆　　359 ㎡
以上、11 番各号の契約内容は、11 番 1 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております

12 番　　申請地　　畑 1 筆　　911 ㎡
　契約内容は、使用貸借権となっております

13 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　6,111 ㎡
13 番 2　　申請地　　畑 11 筆　　33,508 ㎡
以上、13 番各号の契約内容は、賃貸借権となっております

以上、2 番から 13 番 2 までの計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第８号、貸借(たいしゃく)権設定の２番から１３番２については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８号の２番外１８件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

(1) 会議等報告・予定について

(2) その他

について報告

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第1回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後2時 31 分　閉会＝